

令和 7 年第 4 回中津川市議会（定例会）提出予定議案

令和 7 年第 4 回中津川市議会（定例会）に、報告 1 件、条例 5 件、人事 2 件、その他 10 件、補正予算 5 件、合計 23 件の議案を提出します。

（報 告）

1、専決処分の承認を求めることについて

6 月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・ 令和 7 年度中津川市一般会計補正予算（専第 5 号）
- ・ 令和 7 年度中津川市下水道事業会計補正予算（専第 6 号）
- ・ 令和 7 年度中津川市一般会計補正予算（専第 7 号）

（条 例）

1、中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等に基づく情報システムの標準化に伴い、改正する。

- ・ 情報システムの標準化に伴い追加される、住登外者の登録及び管理を行うための「住登外者宛名番号管理機能」は、市の独自利用事務として条例に定める必要があるとの見解が国から示されたため、独自利用を行う事務等について条例の整備を行う。
- ・ 改正の主な内容
 - ①住登外者宛名番号管理機能による事務を市長及び教育委員会の独自利用事務として追加する。
 - ②当該機能を個人番号利用事務とすること及び取り扱う情報の範囲を規定する。
 - ③当該機能を利用して市長と教育委員会間で情報連携を行う事務及び情報の範囲を規定する。
- ・ 施行期日
公布の日

2、中津川市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 育児を行う職員の仕事と生活の両立支援の拡充に向けた取組みを進めるための、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、改正する。
- ・ 改正の内容
 - ①部分休業の取得パターンとして、1日につき2時間の範囲内で取得する方法に加え、1年につき10日相当の範囲内で任意の時間を取得する方法を設け、いずれか選択できるようにする。
 - ②1日につき2時間の範囲内で取得する方法の場合、勤務の始め又は終わりに取得する制限を廃止する。
- ・ 施行期日
令和7年10月1日

3、中津川市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 地方税法等の改正により中津川市税条例を改正する。
- ・ 改正の内容
 - (1) 個人住民税の物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応
 - ①給与所得控除を見直し、最低保障額を現行の55万円から65万円に引き上げる。
 - ②特定扶養控除の対象となる大学生年代(19～22歳)の子等の所得要件を拡大するとともに、特定親族特別控除を創設し、一定の所得額を超えた場合でも、親等が受けられる控除額が段階的に逦減する仕組みを導入する。(控除額は最高45万円)
 - ③扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の48万円から58万円に引き上げる。
 - (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し
 - ①重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式を、重量のみで換算する方式に変更する。
 - ②一定の重量以下のものは、1本を紙巻きたばこ1本として換算する仕組みとする。
 - (3) 公示送達電子化
 - ①インターネットを用い、公示事項を不特定多数の者の閲覧に供することができるようにする。

②公示事項を庁舎掲示板に掲示する方法に加え、庁舎に設置したパソコンの画面に表示し閲覧に供することができるようにする。

・ 施行期日

(1) 令和8年1月1日

(2) 令和8年4月1日

(3) 地方税法等の一部を改正する法律の公布の日（令和5年3月31日）から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日

4、中津川市保育所の設置等に関する条例及び中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部改正について

一色保育園及び中津川保育園を統合するため、並びに下野保育園、福岡保育園及び高山保育園を統合し幼保連携型認定こども園として設置するため、改正する。

・ 中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画に基づき、子どもの育ちにとって望ましい集団規模を確保するため施設配置を見直し、一色保育園と中津川保育園を統合し、中津川保育園とする。また、下野保育園、福岡保育園及び高山保育園を統合し、福岡こども園とする。

・ 改正の内容

①中津川市保育所の設置等に関する条例から一色保育園、下野保育園、福岡保育園及び高山保育園を削る。

②中津川市認定こども園の設置等に関する条例に福岡こども園を加える。

・ 施行期日 令和8年4月1日

5、中津川市市営住宅条例の一部改正について

市営住宅の一部を廃止するため、改正する。

・ 中津地区の中村団地（築60年）及び付知地区の稲荷平団地（築50年）は老朽化が進み、また耐震性が十分でないため、市有財産（施設）運用管理マスタープラン及び中津川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止を行う。

・ 改正の主な内容

別表中村団地の項及び稲荷平団地の項を削る。

・ 施行期日 公布の日

(人 事)

1、中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者 氏名 ^{すずむら}鈴村 ^{まさき}正樹 (再任)

2、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者 氏名 ^{かとう}加藤 ^{やすし}靖志 (新任)

(その他)

1、工事の委託に関する協定の変更について 【初日議決】

- ・ 事業の名称 (仮称) 神坂スマートインターチェンジ事業
- ・ 協定金額 変更前 1, 4 4 5, 5 1 0, 0 0 0 円
 変更後 1, 3 9 1, 1 2 9, 4 7 9 円
- ・ 協定の相手方 愛知県名古屋市中区錦2丁目18番19号
 中日本高速道路株式会社
 名古屋支社長 前川 利聡

2、岐阜県市町村会館組合理約の変更について 【初日議決】

- ・ 一部事務組合の解散に伴う事務の承継については地方自治法に規定がないことから、地方自治法施行令第218条の2に規定する「特別の定め」により当該内容を本組合の規約に追加する。
- ・ 施行期日 岐阜県知事の許可のあった日

3、市道路線の変更について 【初日議決】

- ・ 神坂44号線
 神坂スマートインターチェンジ事業の実施に伴い、中日本高速道路株式会社との道路管理区域が変更されるため、起点を変更し、一貫した道路管理をする。
- ・ 神坂45号線
 神坂スマートインターチェンジ事業の実施に伴い、中日本高速道路株式会社との道路管理区域が変更されるため、終点を変更し、一貫した道路管理をする。

4、市道路線の変更について

- ・ 神坂 1 1 号線
神坂 4 4 号線との重複認定を解消するため、起点を神坂 4 4 号線と接する位置に変更し、一貫した道路管理をする。
- ・ 神坂 4 2 号線
神坂 4 4 号線との重複認定を解消するため、終点を神坂 4 4 号線と接する位置に変更し、一貫した道路管理をする。

5、市道路線の廃止について

- ・ 神坂 1 3 号線（歩道）は、神坂スマートインターチェンジの設置に伴い接続する市道がなくなることから、一般交通の用に供されなくなり、市道としての管理が不要となったため廃止する。

6～10、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。			
・ 議案数 5 議案			
・ 指定施設数 6 施設			
・ 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日			
議案 案	施設 数	施 設 名	指 定 先
6	1	中津川市障がい児総合支援施設	特定非営利活動法人かがやきキッズクラブ
7	2	中津川市坂下総合体育館	特定非営利活動法人やさかいキイキ倶楽部
8	3	中津川公園	特定非営利活動法人中津川市体育協会
	4	中津川市東美濃ふれあいセンター	
9	5	明治座	特定非営利活動法人かしもむら
10	6	中津川市中津川文化会館	一般社団法人中津川市文化協会

（補正予算）

- 1、令和 7 年度中津川市一般会計補正予算
- 2、 " 国民健康保険事業会計補正予算
- 3、 " 介護保険事業会計補正予算
- 4、 " 水道事業会計補正予算
- 5、 " 病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務管財課 文書行政係 担当者：花田
電話：0573-66-1111（内線 442）

